

伊奈いきがいネットクラブ規約

(名称)

第1条 この団体は、「伊奈いきがいネットクラブ」という。

(事務所)

第2条 この団体の主たる事務所は、当規約で定める代表者宅に置く。

(目的)

第3条 この団体は、彩の国いきがい大学伊奈学園(以下「伊奈学園」という)及び校友会等伊奈学園の関連団体(以下「関連団体」という)及びその他の団体に対して、インターネットサービスに関する事業を行い、もって、情報化社会の発展と公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ウェブサーバーサービスの提供
- (2) 伊奈学園ホームページのウェブ作成と運用管理サービス
- (3) 前(2)項に関連した技術指導・要員育成・コンサルティング
- (4) その他の団体に対するホームページの編集、ウェブ作成と運用管理サービス
- (5) メールングリストサービス
- (6) 広告宣伝サービス
- (7) その他前(1)～(5)項の実施に必要な事業

(役員)

第5条 この団体には、次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
 - (2) 監事 1名
 - (3) 顧問・相談役(必要に応じて置くことができる)
2. 理事のうち1名を理事長(代表者)、2名を副理事長とする。

(理事長の選任)

第6条 理事長及び副理事長の選任は理事の互選とする。

(職務)

第7条 理事・監事の職務は下記の通りとする。

- (1) 理事長はこの団体を代表し、その職務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、理事会の議決に基づいて業務を執行する。
- (4) 監事は次にあげる職務を行う。
 - 理事の業務執行の監査
 - 財産の状況の監査
- (5) 顧問・相談役は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、この団体の運営について助言・提言等を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員の選任)

第9条 この団体に、特定の業務を遂行するため運営委員を置くことができる。

2. 運営委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(弁償)

第10条 役員及び運営委員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第11条 理事会は理事をもって構成し、予算、決算、事業計画、事業報告、役員の選任、会則の改正、その他ウェブサーバーの管理、運用、法令順守（コンプライアンス）の徹底などこの団体が行う事業の運営に関する事項を協議し議決する。

2. 理事会は原則として毎月1回開催する。なお、必要に応じて、臨時に開催することができる。

3. 理事会には、必要な場合、関係者の出席を求めることができる。

4. 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成する。

日時、場所、出席者、議事内容、議決事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、理事及び運営委員をもって構成し、理事長が召集し、議長となる。

2. 運営委員会は、原則、年4回開催し、この団体の運営についての情報共有を図る。

(資産等)

第13条 この団体の資産等は次にあげるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) サーバーの使用料等

(3) 寄付金

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(会計)

第14条 この団体の会計簿は、通例の会計方式に則って、正しく記帳しなければならない。

(事業年度)

第15条 この団体の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この団体の事業計画及び収支予算は、各事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経るものとする。

(雑則)

第17条 この規約について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

2. その他この規定に特に定めのない事項については、理事会の協議でこれを定める。

付則

1. この規約は、平成21年4月1日から施行する。

2. この規約は、平成22年4月1日から施行する。

3. この規約は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。
4. この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上